

平成 17 年 9 月 29 日

金融庁総務企画局市場課内

金融審議会金融分科会第一部会事務局 御中

全国銀行協会

金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」に対する意見の提出について

本日、平成 17 年 9 月 2 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 17 年 9 月 29 日
全国銀行協会

金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」に対する意見

金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」では、「日本の金融システムを巡る局面が将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換するなか、(中略)利用者保護ルールの徹底とその選択肢の拡大、市場機能の充実とその信頼性の向上、国際化に対応した制度の構築に取り組み、利用者の満足度の高い、活力ある金融システムを構築することが喫緊の課題」との認識の下、現在の縦割り業法を見直し、幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護を図るとともに、多様化するニーズに応じた金融商品・サービスの提供を可能とすることを念頭に、いわゆる投資サービス法(以下「投資サービス法」という)を制定することが適当とされた。また、その検討にあたり、「規制の簡素化・明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図ることが、適切な利用者保護と金融機関経営の選択肢の拡大をつうじ、利用者利便の向上につながることに配慮」するとともに、「金融・資本市場の国際化への対応や金融イノベーションの促進といった観点も必要である」とされた。

銀行界としては、こうした考え方に基づいて、今後さらに議論が深められ、わが国金融・資本市場の効率性や革新性を高めるとともに、利用者利便や国際競争力の向上に資するような制度が整備されることを期待するものである。

本意見書は、今回の「中間整理」において示された考え方にかかわり、全国銀行協会として基本的な考えを取りまとめたものである。今後具体的な検討が進められるにあたり、「投資サービス法」の立法趣旨を実現し、「金融サービス立国」の実現に向けた望ましい制度を構築するためにも、次のような点について特段の配慮をお願いしたい。

(1) 可能な限り幅広い金融商品を規制対象とする場合でも、それぞれの商品の利用度や認知度を含めた特性や役割期待、市場参加者の行動実態等を十分に踏まえた弾力的、かつ、公正性や効率性、透明性の実現に資する枠組みとすること。

- ・ 例えば、預金等については、元本が保証されているだけでなく、社会的認知度が高く、日常生活における資金の保管や決済の手段などとして反復利用されるのが通常であり、利用者も投資性より、まず安全性や確実性、便利さといった点に期待している、利用者保護の観点から制度的にも目立った問題はなく、現行の販売・勧誘ルールが適切かつ十分な水準に達している、預金を取り扱う業者は、当局の監督等のもと免許業種として厳格な規制に服し、コンプライアンス体制の整備や財務の健全性維持等の規律を遵守しているほか、当局等の検査が制度化されている、といった点に鑑みれば、実質的な販売・勧誘規制の追加は必要ないと考えられる。
- ・ また、シンジケートローン、ABL等についても、参加金融機関が、アレンジャー（主幹事）を通じることが一般的ではあるものの、条件や開示内容について交渉を行う余地があり、また、それらも踏まえつつ個別に与信リスクを判断するなど、相対貸付との境界を引くことが困難である、参加者の大宗が金融機関で自己責任原則が徹底しており、情報開示の仕組みが整備されているうえ、アレンジャーが守るべき行為規範も整備されている（注）、高度で強靱なリスクシェアリング能力を持った金融システムへの再構築や産業再生に向けて果たすべき役割が大きく、かつ発展の途上にある、といった点を勘案すれば、新たな規制を追加的に課す必要はないと考えられる。

（注）シンジケートローンについては日本ローン債権市場協会（JSLA）から「ローン・シンジケーション取引における行為規範」（2003年12月9日）が公表されている。

- ・ デリバティブ商品についても、その多くが、投資目的ではなく、リスクをコントロールすることを目的に、中堅中小企業

を含めて広範に利用されている実態を踏まえ、利用者利便の向上およびデリバティブ市場の機能充実に阻害することのないよう、規制の枠組みについて慎重に検討されるべきである。なお、デリバティブ預金等の商品についても、元本を保証されているものが大半であることを踏まえ、その投資性の有無につき、引き続き慎重な検討がなされるべきである。

(2) 規制による便益と負担のバランスを考慮し、必要以上に過重な規制を課して効率性や革新性の向上を妨げたり、利用者の商品・サービス及び適切なアドバイスへの円滑なアクセスを阻害し、却って利用者利便を低下させることのないようにすること。

- ・ この点にかかわり、「中間整理」で掲げられた英国金融サービス・市場法の規制の目的（市場の信頼確保、公衆の理解の向上、消費者の保護、金融犯罪の削減）のみならず、これに続く規制を遂行する上での諸原則（自らの資源の有効活用、管理者としての責任、規制の負担・制約と便益のバランス、規制対象業務のイノベーションの促進、金融サービス・市場の国際性と自国の競争的地位の維持、競争への悪影響の最小化、規制対象者間の競争促進）も参考にすべきと考えられる。
- ・ その上で、例えば、様々な行為規制が利用者利便を損なうものとならないか、慎重な検討を進めるべきと考える。
- ・ なお、エンフォースメントの強化についても、その重要性に配慮しつつ、費用対効果を慎重に検討し、金融・資本市場の効率性を損ねないような枠組みにすべきと考えられる。

(3) 商品設計の自由度の拡大やプロ同士の取引に関わる規制緩和等を徹底し、わが国金融市場の活性化を促すものとする。その際、硬直的で過剰な弊害防止措置や、業務範囲規制について見直しを進めること。

- ・ 例えば、「プロとアマ」の区分については、一義的にプロとされる範囲を拡大するとともに、プロ向けに係る行為規制や

プロ私募の要件とされる転売制限を大幅に緩和し、プロ間の市場の自由度や効率性を高めてプロの選択を行うメリットが高いような枠組みが構築されるよう期待する。

- ・ また、規制全体について点検を行うにあたり、現在の縦割り業法の枠を超えた複合的な商品・サービスの提供を促すために、利益相反防止規定など今日的な視点から見て役割の低下した弊害防止措置や、業務範囲規制等を見直し、国際的に平仄の取れたより自由度の高い枠組みを構築すべきと考える。

なお、これらとあわせ、規制が複雑かつ重層的になることのないよう、既存の業法との関係が十分に整理されるとともに、金融取引に係るルールが明確で分かりやすいものとなるよう検討が進められることを期待する。

以 上